

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正について

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程を次のように改正する。

2010年（平成22年）3月22日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成22年4月1日

提案理由

この規程を提出したのは、地域分権を推進するための事務事業の移譲に伴い、藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正を行う必要による。

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 澁谷 晴子

藤沢市教育委員会訓令甲第1号

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する規程

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程（昭和42年教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（市民センター職員に補助執行させる事務）

第5条 委員会は、次に掲げる事務を藤沢市市民自治部市民センターの職員に補助執行させるものとする。

- (1) 藤沢市公民館条例（昭和34年藤沢市条例第14号）第1条の規定に基づき設置された公民館の所掌事務
- (2) 学校教育財産（給食調理施設を除く。）の管理（消耗品の管理，維持補修並びに樹木及び急斜面地の管理に限る。）に関する事。
- (3) 学校・家庭・地域連携推進事業に関する事。

2 前項の規定による事務は、藤沢市市民自治部市民センター長の決裁権限とする。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程新旧対照表

改正案	現行
<p><u>(市民センター職員に補助執行させる事務)</u></p> <p><u>第 5 条 委員会は、次に掲げる事務を藤沢市市民自治部市民センターの職員に補助執行させるものとする。</u></p> <p><u>(1) 藤沢市公民館条例(昭和 34 年藤沢市条例第 14 号)第 1 条の規定に基づき設置された公民館の所掌事務</u></p> <p><u>(2) 学校教育財産(給食調理施設を除く。)の管理(消耗品の管理, 維持補修並びに樹木及び急斜面地の管理に限る。)に関すること。</u></p> <p><u>(3) 学校・家庭・地域連携推進事業に関すること。</u></p> <p><u>2 前項の規定による事務は、藤沢市市民自治部市民センター長の決裁権限とする。</u></p> <p><u>附 則 (平成 21 年藤沢市教委訓令甲第 1 号)</u></p> <p><u>この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p><u>(市民センター職員に補助執行させる事務)</u></p> <p><u>第 5 条 委員会は、藤沢市公民館条例(昭和 34 年藤沢市条例第 14 号)第 1 条の規定に基づき設置された公民館の所掌事務を藤沢市市民自治部市民センターの職員に補助執行させるものとする。</u></p>